

## 令和8年度愛媛県NPO法人活動助成事業実施要領

### (目的)

第1条 県民や企業等からの寄附金を原資とする「あったか愛媛NPO応援基金」を活用して活動助成事業を行うことにより、新たな公的サービスの担い手や政策提言者として地域課題の解決に主体的に取り組むNPO法人の継続的かつ安定的な活動の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多様な主体 NPO法人のほか、ボランティア団体、町内会や自治会等の地縁組織、企業、公益法人、社会福祉法人、学校法人、協同組合、行政など、地域課題の解決に対して関心と熱意を有し、地域づくりの担い手となり得る様々な主体をいう。
- (2) 団体希望寄附 あったか愛媛NPO応援基金寄附金募集要綱第2条第1項第3号に定める寄附をいう。

### (助成措置)

第3条 知事は、第1条に規定する助成を行うため、別に定めるところにより、予算の範囲内で、次の区分に基づき愛媛県NPO法人活動助成事業費補助金(以下「当該補助金」という。)を交付するものとする。

助成事業の区分	助成事業の内容	補助金の額	交付対象団体数
人口減少対策活動助成	当該補助金の交付の対象となる団体が、人口減少に関する地域課題の解決に取り組む活動に要する経費に対する助成 (別紙に提示するテーマに係る活動)	1団体当たり 700,000円以内	おおむね 2団体
協働事業助成	当該補助金の交付の対象となる団体が、多様な主体と協働して地域課題の解決に取り組む活動に要する経費に対する助成	1団体当たり 500,000円以内	おおむね 2団体
団体支援助成	当該補助金の交付の対象となる団体の管理又は事業活動に要する経費に対する助成	1団体当たり 250,000円以内 (団体希望寄附は、寄附額等を踏まえ決定する。)	おおむね 10団体 (団体希望寄附を除く。)

### (対象団体)

第4条 当該補助金の交付の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) あったか愛媛NPO応援基金団体登録要綱第4条に基づく登録の決定を受けていること。
- (2) 団体支援助成にあつては、過去に当該補助金の交付を受けた回数が4回以下であること。  
ただし、団体希望寄附によるものは、この限りではない。
- (3) 助成事業について、当該年度内に、県、国、市町、民間団体等からの補助金その他これに類するもの(以下「その他の補助金等」という。)の交付を受けていないこと。
- (4) 直近の事業報告書(2年分)を提出していること。

(対象活動)

第5条 当該補助金の交付の対象となる活動は、次の各号のいずれにも該当する活動とする。

- (1) 営利を目的としない助け合い・支え合いの社会貢献活動
- (2) 新たに取り組む活動又は既に取り組んでいる活動で資金が不足している活動
- (3) 人口減少対策活動助成にあつては、別紙に提示するテーマに係る活動
- (4) 協働事業助成にあつては、多様な主体が協働して課題の解決に取り組む活動
- (5) 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに実施される活動

(選考)

第6条 補助金の交付を申請できる団体は、別に定める期間内に申込のあった対象団体のうちから、別途設置している「えひめ地域協働推進事業選考委員会(以下「委員会」という。)」が選考し、知事が委員会の選考結果を基に決定した団体とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、愛媛県NPO法人活動助成事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

## 別紙

No	テーマ名	関係課名
1	女性活躍の推進について	少子化対策・男女参画課
2	出会いの場創出や婚活支援について	少子化対策・男女参画課
3	外国人材の県内定着・共生推進について	多文化共生推進課
4	自転車新文化の普及・拡大について	自転車新文化推進課
5	県民のNPO活動への参加促進について	県民生活課
6	妊娠、出産から産後の母子への支援について	健康増進課
7	商店街を活用した地域活性化について	経営支援課
8	社会教育活動による「子どもたちの地域への愛着や誇りの醸成」について	社会教育課
9	自由提案①～地域に働く場所をつくる・人を呼び込む～	—
10	自由提案②～出会いの場をつくる・安心して子どもを み育てる～	—
11	自由提案③～元気で持続可能な地域をつくる・いつま でも地域で暮らせる～	—